

農振農用地除外に係る提出書類

各2部提出（1部コピー）

※ 事務局から内容等について確認する場合があるので、連絡先を提出時に教えてください。

- 一般の場合（自己用住宅など） ※可能除外面積は500㎡が上限。
 - 農振農用地除外申出書
 - 変更後の使用目的に係る資料
（添付書類）
 - ・案内図（ゼンリンの地図でも可）・・・なるべくA4サイズ。除外予定地を色塗。
 - ・公 図・・・A4サイズでも可。除外予定地を色塗。
 - ・事業計画図・・・公図に配置図、または平面図、立面図
 - ・その他必要と認められる書類

- 太陽光発電施設 ※発電量 50KW 未満の場合、可能除外面積は1,000㎡が上限。
 - 農振農用地除外申出書
 - 変更後の使用目的に係る資料
 - 事業計画書
（添付書類）
 - ・案内図（ゼンリンの地図でも可）・・・なるべくA4サイズ。除外予定地を色塗。
 - ・公 図・・・A4サイズでも可。除外予定地を色塗。
 - ・事業計画図・・・公図に配置図
 - ・その他必要と認められる書類

- 資材置場
 - 農振農用地除外申出書
 - 変更後の使用目的に係る資料
 - 事業計画書
（添付書類）
 - ・案内図（ゼンリンの地図でも可）・・・なるべくA4サイズ。除外予定地を色塗。
 - ・公 図・・・A4サイズでも可。除外予定地を色塗。
 - ・事業計画図・・・公図に配置図、または平面図、立面図
 - 資材置場設置に係る資料
（添付書類）
 - ・配置図又は写真
 - ・その他必要と認められる書類

- 事業所
 - 農振農用地除外申出書
 - 変更後の使用目的に係る資料
 - 事業計画書
（添付書類）
 - ・案内図（ゼンリンの地図でも可）・・・なるべくA4サイズ。除外予定地を色塗。
 - ・公 図・・・A4サイズでも可。除外予定地を色塗。
 - ・事業計画図・・・公図に配置図、または平面図、立面図
 - ・その他必要と認められる書類

■駐車場

- 農振農用地除外申出書
- 変更後の使用目的に係る資料
- 事業計画書
 - (添付書類)
 - ・案内図（ゼンリンの地図でも可）・・・なるべくA4サイズ。除外予定地を色塗。
 - ・公 図・・・A4サイズでも可。除外予定地を色塗。
 - ・事業計画図・・・公図に配置図、または平面図、立面図
- 駐車場設置に係る資料
 - (添付書類)
 - ・配置図又は写真
 - ・その他必要と認められる書類

■農業用施設

- 農振農用地除外申出書
- 変更後の使用目的に係る資料
- 事業計画書
 - (添付書類)
 - ・案内図（ゼンリンの地図でも可）・・・なるべくA4サイズ。除外予定地を色塗。
 - ・公 図・・・A4サイズでも可。除外予定地を色塗。
 - ・事業計画図・・・公図に配置図、または平面図、立面図
 - ・その他必要と認められる書類
- 農業用倉庫（作業場）の建設に係る資料

注意事項

- ・ 除外後の目的・土地利用者の変更は原則認めておりませんので、十分に計画を検討してから申出を行ってください。
- ・ 除外面積＝転用面積となります。
- ・ 除外面積を超えての転用は出来ません！
1㎡でも越える場合は、新たに除外または分筆が必要になります。

農振農用地編入に係る提出書類

■編入の場合（理由・・・優良農地の確保など）

- 農振農用地編入申出書
 - (添付書類)
 - ・案内図（ゼンリンの地図でも可）・・・なるべくA4サイズ。編入予定地を色塗。
 - ・公 図・・・A4サイズでも可。編入予定地を色塗。
 - ・作付計画書
 - ・現況写真
 - ・その他必要と認められる書類